

## 指 名 停 止 措 置 の 概 要

1. 指名停止措置業者名：株式会社ホンダ四輪販売南・東北（法人番号4370001002194）  
業 者 の 住 所：宮城県仙台市宮城野区扇町1丁目6-36
2. 指名停止措置期間：令和4年10月7日から令和4年11月6日まで（1か月）
3. 指名停止措置の範囲：全国
4. 事 実 概 要：  
株式会社ホンダ四輪販売南・東北は、東北防衛局に対し、入札及び契約に係る権限を支店である扇町東店に委任し、受任した支店は、入札に参加し落札決定後、令和4年9月13日に契約締結を辞退しことから、国の業務執行を停滞させた。
5. 指名停止措置理由：  
上記事実が「総部品および役務の調達に係る指名停止等の要領について（通達）」別表第8項（不正又は不誠実な行為）に該当すると認められるため。

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) この表の他の項に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、装備品等又は役務の調達に係る契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定した日から起算して 1か月以上9か月以内